

農林水産商工常任委員会資料

(令和元年5月21日)

項目	ページ
1 国際変動に関する状況と今後の対策について 【商工政策課、企業支援課、通商物流課】 ……	1
2 平成30年度の企業立地等実績について 【立地戦略課】 ……	2
3 株式会社ジャパンディスプレイへの鳥取工場存続等に係る要望の実施について 【立地戦略課】 ……	4
4 (地独) 鳥取県産業技術センターによるAI・IoT・ロボット等 先端技術実装支援拠点整備に係る経産省補助金の採択について 【産業振興課】 ……	6
5 鳥取県学生等県内就職強化本部の開設及び第1回本部会議の開催について 【雇用政策課】 ……	7
6 第1回鳥取県障がい者雇用推進会議の開催結果について 【雇用政策課】 ……	8
7 外国人材の受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議の開催結果について 【雇用政策課】 ……	9
8 働き方改革関連法の施行及び県の働き方改革促進の取組について 【とっとり働き方改革支援センター】 ……	11
9 職業訓練の実施状況等について 【産業人材課】 ……	12

国際変動に関する状況と今後の対策について

令和元年5月21日

商工労働部商工政策課、企業支援課、通商物流課

1 国際情勢について

(1) 米中貿易摩擦

- ・5月10日(金)午後1時1分(日本時間)に、米国側は、中国からの輸入品2000億ドル分に対する追加関税を10%から25%に引き上げ。中国側は、これに対し対抗措置として米国からの輸入品600億ドルに対して25%の関税引き上げを6月1日から実施。
- ・米国は、制裁措置「第4弾」として、中国からの輸入品3000億ドル分に最大25%の追加関税を課すと発表し、6月末以降発動の可能性。
- ・米中の貿易摩擦の激化に対する懸念から、世界同時株安の状況。また、円高のリスク。

(2) 日米貿易交渉

- ・4月27日朝(日本時間)にワシントンで開催された日米首脳会談では、米国側から農産品関税の早期撤廃要求があり、2020年の米大統領選をにらみ、5月下旬の米大統領来日までの早期の合意を希望。※日本側は6月米大統領来日をにらみ交渉の進展を図り、7月参院選終了後以降の合意を目指すとの報道。
- ・一方、首脳会談では、自動車分野での数量規制や為替条項についての要求はなかったが、こちらも注視していく必要。

(3) 燃油高騰状況について

- ・原油価格の高騰が懸念。今後も中東情勢の緊迫化などにより、その傾向が続くおそれ。県内レギュラーガソリン価格でも1月から上昇中。
県内平均：139.4円/L(1/21現在) → 146.9円/L(5/13現在) ※前週と同額
全国平均：142.5円/L(1/21現在) → 150.4円/L(5/13現在)

2 県内企業の声

(1) 米中貿易摩擦に対するもの

- 中国工場の生産している部品を米国に輸出しているため関税引き上げの影響は大きい。
対策として中国工場の生産の一部を日本とASEANの工場に切り替えた(ゴム製品製造)
- 中国→米国の輸出減少を受け、中国からの受注が大きく減少している(電装系部品製造)

(2) 日米貿易交渉に対するもの

- 自動車に関する関税が、25%に引き上げられると、メーカーに部品を納入する地方の中小企業にとっては、大きな影響が生じる(自動車部品製造)

(3) 為替レート(円高)に対するもの

- アメリカ輸出はドル建てとなっているため影響がある(機械系部品製造)
- 中国のOEM工場から製品を輸出している。支払いはドル建てのため、円高が進むことはむしろメリットになる(服飾製造)

3 県の対応状況

(1) 国要望の実施(4月19日)

- ・平井知事より経済産業省磯崎仁彦副大臣へ要望活動を行った
【要望のポイント】 今後の日米貿易交渉にあたっては、日本経済の停滞を招かないよう強い姿勢で交渉に臨むこと。また、随時詳細な協議内容の情報を速やかに明らかにすること。

(2) 経済変動対策緊急会議の実施(5月10日)

- ・県(平井知事等)及びJETRO鳥取が参加して実施。会議の中で、国際情勢の現況について情報共有するとともに、県内企業のリスク対応及び海外需要獲得支援に取り組んでいくことを確認した。

(3) 県による具体的な支援策

- 国際経済変動による影響を受けた中小企業向け融資枠の発動(5月16日発動)
(地域経済変動対策資金(令和元年度国際経済変動))
⇒融資利率：1.43%(変動利率)、融資期間：10年以内。融資限度額：2億8千万円
- 県内企業への情報提供
⇒安全保障貿易セミナーの開催(秋頃)、米中摩擦、日米交渉等の個別情報提供
- 企業の取り組みを伴走型支援
⇒とっとり国際ビジネスセンター及びJETRO鳥取による専門家派遣、貿易相談、マッチング等

平成30年度の企業立地等実績について

令和元年5月21日
立地戦略課

1 県外企業立地（本社機能移転を含む）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	合計 (H26~H30)
件数	12	10	9	6	3	40
〔本社機能移転〕 (地域別立地先)	(東6、中3、西3)	(東5、中0、西5)	(東8、中0、西1)	(東3、中1、西2)	(東3、中0、西0)	(東25、中4、西11)
雇用計画(人)	964	481	185	153	53	1,836
〔うち正規雇用(人)〕	(562)	(464)	(164)	(133)	(52) 98.1%	(1,375)

※東：県東部地域、中：県中部地域、西：県西部地域。以下、2～4も同様。

※件数は立地決定ベース

2 県内企業新增設

区分	H26	H27	H28	H29	H30	合計 (H26~H30)
件数	32	36	27	34	28	157
(地域別立地先)	(東14、中5、西13)	(東17、中7、西12)	(東9、中5、西13)	(東12、中12、西10)	(東14、中5、西9)	(東66、中34、西57)
雇用計画(人)	364	578	313	283	296	1,834
〔うち正規雇用(人)〕	(318)	(504)	(285)	(255)	(270) 91.2%	(1,632)

3 総計（上記1+2）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	合計 (H26~H30)
件数	44	46	36	40	31	197
〔本社機能移転〕 (地域別立地先)	(東20、中8、西16)	(東22、中7、西17)	(東17、中5、西14)	(東15、中13、西12)	(東17、中5、西9)	(東91、中38、西68)
雇用計画(人)	1,328	1,059	498	436	349	3,670
〔うち正規雇用(人)〕	(880)	(968)	(449)	(388)	(322) 92.3%	(3,007)

4 その他（地域経済牽引事業計画の承認、企業立地事業社宅整備補助事業の認定）

区分	H29	H30	合計 (H29~H30)
地域経済牽引事業計画 承認件数 (地域別)	10 (東4、中2、西4)	10 (東6、中2、西2)	20 (東10、中4、西6)
企業立地事業社宅整備補助事業 認定件数 (地域別)	—	5 (東5、中0、西0)	5 (東5、中0、西0)

県外企業立地件数は対前年比で減少。県内企業新增設は、平成29年度の中部地震復興関連案件が一段落したため対前年比で減少したが、ほぼ一定の水準で推移。県内企業の投資意欲は引き続き高い。

- 県外企業立地決定：3件
〔(株)北岡本店(奈良県(八頭町))、(株)プライセン(東京都(八頭町))、(株)アウトソーシングビジネスサービス(東京都(鳥取市))〕
 - 県内企業では、特に車載用途も含めた電子基板・電子部品関連の投資が伸びた。
〔車載用途も含めた電子基板・電子部品関連の認定件数：7件
あおやサイエンス(株)、東洋アイテック(株)、日本セラミック(株)、(株)東郷電機製作所、リコーインダストリアルソリューションズ(株)、ニッポン高度紙工業(株)、林純業工業(株)〕
 - 食品製造関連、自動車部品関連の投資も堅調に推移した。
〔食品製造関連の認定件数：6件
米久おいしい鶏(株)、プライアンテック(有)、リバードコーポレーション(株)、ユタカフーズ(株)、(株)オーク、プリリアントアソシエイツ(株)
自動車部品関連の認定件数：4件
(株)明治製作所、山本金属工業(株)、(株)テクノメタル、サンダレス(株)〕
 - 平成29年度から地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を進め、地域資源を活用する多様な産業分野の投資をサポート。また、平成30年度から人材確保に取り組む企業の社宅整備を支援。これらの制度活用により、投資効果を高めようとする企業も増えつつある。
- ⇒ 引き続き県内企業の投資意欲の維持につながるよう、生産性向上、働き方改革等への支援を積極的に進めていく。

(参考) 企業立地支援制度の概要

1. 企業立地事業補助金

県内に工場又は事業所を新設・増設する企業に対し補助金を交付する制度。

	業種	補助要件	補助率	補助上限額
I	製造業等	投資額:1億円超 雇用増:常時雇用10人以上	10%	5億円
	県内への波及効果が大きい セットメーカーで知事が特 に認めたもの(特定製造業)	<県内中小企業> 投資額:3,000万円超 雇用増:常時雇用3人以上	20%	15億円
	県又は国の承認を受けた「地 域経済牽引事業計画」に係る 事業		10%	5億円
II	自然科学研究所・技術者研修所	投資額:3,000万円超 雇用増:常時雇用(技術者)5人以上	20%	10億円
III	ソフトウェア業・機械設計 業・デザイン業・研究開発型 企業、コンテンツ事業	(県内中小企業は3人以上)	10%	5億円
IV	情報処理・提供サービス業	投資額:3,000万円超 雇用増:短時間労働者含む20人以上	10%	2億円

※県内中小企業に限り、新規常時雇用労働者の算入対象に65歳以上の者を含む。

※一定の要件を満たす場合には補助率・補助上限額の加算あり。

(加算後の補助率:最大40%、補助上限額:最大17~30億円)

2. 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業などのソフトウェア系産業の事業所新設・増設に対し補助金を交付する制度。

補助対象経費	補助要件	補助率	補助上限額
事業所・設備賃借に要する費用	3~20人以上の新規常時雇用 (人数は業種により異なる)	50%(5年間)	1,500万円/年 1,000万円/年

※県内中小企業に限り、新規常時雇用労働者の算入対象に65歳以上の者を含む。

3. 地域経済牽引事業計画の承認

地域未来投資促進法(平成29年度施行)に基づき、県が企業の投資計画を「地域経済牽引事業」として認定する制度。

企業は付加価値、経済波及効果の増を目標設定し、地域特性を活用する投資計画を作成。県の承認後に国の審査を経た計画は、税制優遇を受けることが可能。(法人税税額控除、不動産取得税・固定資産税課税免除等)

県は企業立地事業補助金において、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業も補助対象としている。

4. 企業立地事業社宅整備費補助金

県内に事業所等を有する企業が、企業立地事業の認定を受けた事業に伴う社員用住宅を整備する場合、投資額の10%(補助上限額2,000万円)の補助金を交付する制度。

株式会社ジャパンディスプレイへの鳥取工場存続等に係る要望の実施について

令和元年5月21日
立地戦略課

株式会社ジャパンディスプレイ（(株) JDI、本社：東京都港区）が、4月12日、新たな資本増強策を発表したことを踏まえ、同社月崎義幸（つきざきよしゆき）代表取締役社長に対し、平井知事が以下のとおり鳥取工場の存続等について要望を行いました。

1. 企業概要

企業名	株式会社ジャパンディスプレイ（(株) JDI）
代表者	代表取締役会長 東入来 信博（ひがしいりき のぶひろ） 代表取締役社長 月崎 義幸（つきざき よしゆき）
本社所在地	東京都港区西新橋3-7-1
事業開始	平成24年4月1日
資本金	1,144億円（資本増強前）
従業員数	9,841人（連結 2018年9月30日時点）
事業内容	中小型ディスプレイデバイス及び関連製品の開発、製造

2. 鳥取工場の概要

鳥取工場は、(株) JDIの車載用ディスプレイ事業の開発機能等を有しており、車載製品製造の主力拠点となっている。

所在地	鳥取市南吉方3丁目117-2
面積	敷地面積113,038㎡、延床面積119,960㎡
従業員数	664人（その他に派遣社員約150名）
主な製造品目	車載向けディスプレイデバイス及び関連製品の開発、製造

3. (株) JDIが発表した資本増強策の概要

- 新たに総額1,170億円の資本増強を実施。うち、台湾・中国の企業連合で構成される「Suwa（すわ）コンソーシアム」が420億円を出資。
- 残り750億円は、(株) INCJ（旧産業革新機構）が、現在の融資額を出資に切り替えるものであるため、実出資としてはSuwa コンソーシアムが最大出資者となる。
- 資本増強策が6月以降の臨時株主総会で承認された場合、Suwa コンソーシアムが筆頭株主となる。

[2018（平成30）年度決算状況]

- 最終損益 ▲1,094億円の赤字、5期連続
- 今年度上期中に全社で1,000人規模の早期希望退職を募集

4. 要望概要及び結果

- (1) 日時 平成31年4月25日（木）11時40分から11時50分
- (2) 場所 鳥取県庁 第4応接室（本庁舎3階）
- (3) 要望内容 鳥取工場の存続及び今後の発展的な事業展開等について

【要旨】

1. 生産拠点を抱える地元の不安を解消すべく、必要な情報の提供に特段の配慮をいただくこと。
2. 鳥取工場が引き続き車載ディスプレイ部門の拠点工場として活用されることと、併せて、将来につながる新たな技術分野の開発の場としても活用されるよう、工場の発展に向けた取り組みを積極的に進めていただくこと。

- (4) 相手方 株式会社ジャパンディスプレイ 代表取締役社長 月崎 義幸
鳥取工場工場長 池本 卓（いけもと たかし）

(5) 要望結果



【(株) J D I の主なコメント】

- 「今まで以上に（鳥取工場が手掛ける）車載事業に力を入れていくことは先方（今回 J D I に出資を行う台湾・中国連合 3 社で作る「Suwa コンソーシアム」）との合意事項。」
- 「鳥取工場は、車載ディスプレイの最重要拠点として、責任を持って伸ばしていく。」

(参考：要望書)

要 望 書

株式会社ジャパンディスプレイ
代表取締役社長 月崎 義幸 様

4月12日、貴社はSuwaコンソーシアムとの戦略的提携及び資本増強策等を発表されました。

発表では、台湾のタッチパネル大手企業との業務提携、中国の資産運用会社との有機ELに関する業務提携など、今後に向けた取り組みが記載される一方で、貴社の現預金残高が必要な水準を下回る恐れが否定できないことなど、厳しい事業運営を予見させる記載も見受けられます。

また、固定費の削減に向けて新たな構造改革案を策定中であることにも言及されており、生産拠点を抱える地元自治体として先行きに不安を抱かずにはられません。

平成24年の貴社の事業開始以降、800人近くの方が働く鳥取工場は、車載ディスプレイ関連の拠点工場として、世界の名立たる自動車メーカーに向けて、優れた技術に裏打ちされた精度の高い製品を出荷してきました。

当県としましては、鳥取工場が引き続き車載ディスプレイ関連の拠点工場として活用されることと、併せて将来につながる新たな技術分野の開発の場としても活用されるよう、強くお願いをさせていただくものです。

つきましては、下記の事項についてご配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 1 貴社の生産拠点を抱える地元の不安を解消すべく、必要な情報の提供に特段のご配慮を賜りたいこと。
- 2 鳥取工場が引き続き貴社の車載ディスプレイ部門の拠点工場として活用されることと、併せて、将来につながる新たな技術分野の開発の場としても活用されるよう、工場の発展に向けた取り組みを積極的に進めていただくこと。

平成31年4月25日

鳥取県知事 平井伸治

(地独)鳥取県産業技術センターによる AI・IoT・ロボット等 先端技術実装支援拠点整備に係る経産省補助金の採択について

令和元年5月21日
産業振興課

(地独)鳥取県産業技術センターでは、公設試験研究機関では中国・四国地方初となる AI・IoT・ロボット等先端技術実装支援拠点を整備するため経済産業省補助金に申請していたところ、このたび採択内示がありましたので御報告します。今回の整備により AI・IoT・ロボット等先端技術の導入に向けた実証・実験が可能となり、同拠点を中心とした県内企業の実装支援・人材育成が推進されます。

(※)(地独)鳥取県産業技術センター：産業技術に関する試験研究・成果の普及推進、ものづくり分野における技術支援や人材育成等を行うため、平成19年4月に地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づいて設立。

1 事業内容等

- (1) 事業名 AI・IoT・ロボット導入実証支援プラットフォーム構築事業(事業費 約85,000千円)
 - * 平成30年度経産省補正予算「地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業」(定額補助(上限1億円/件)、今回採択件数16件(応募60件))
 - * 同補助金は、県を経由せず直接(地独)鳥取県産業技術センターに交付される。
- (2) 申請者 (地独)鳥取県産業技術センター
- (3) 事業内容

(目的) 県内企業の生産性向上や人材不足解消を目的として AI・IoT・ロボット実装支援拠点を同センター機械素材研究所内(米子市)に整備し、関係支援機関と連携して導入支援・人材育成を実施する。

(主な取組)

① 実装支援拠点の整備

県内企業が製造工程(組立・加工、自動運搬、出荷検査など)を自動化する際の事前検証等を行う模擬ラインの整備。(組立・梱包・搬送などの自動化のためのアームロボット、製品の画像検査のための AI 解析システム、遠隔監視のための各種センサなど)

② 企業内技術者の育成

県内企業におけるロボット等先端技術導入・活用に向け、企業内技術者を対象にした技術講習・導入研修等に取り組む。

③ 実装支援プラットフォームの構築

県内企業の先端技術実装に向けた産学官による連携支援体制を整える。(産業技術総合研究所、(公財)鳥取県産業振興機構(スマートものづくり応援隊)、鳥取大学、米子高専等との連携)

2 今後のスケジュール

- 4月19日 採択の通知(公表)
- 6月 拠点整備に係る入札・業者決定
- 7月～技術講習・導入研修等による企業内技術者育成
- 12月 AI・IoT・ロボット実装支援拠点の開設(予定)

3 県による AI・IoT・ロボット等先端技術支援の概要

○相談窓口の設置

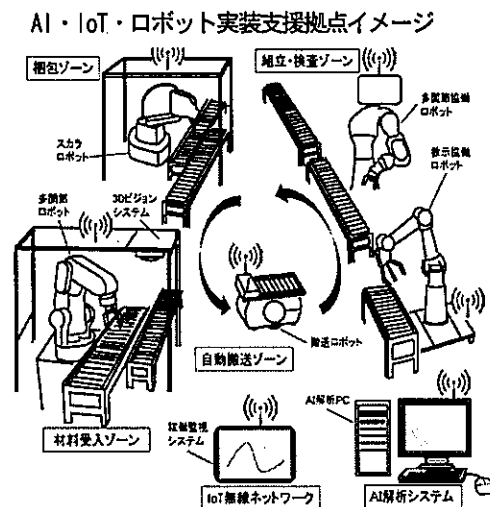
- ・ 専任スタッフ配置による IoT・AI 導入サポートセンターの設置 [(公財)鳥取県産業振興機構]

○人材育成支援

- ・ 企業内人材育成のための技術講習・導入研修の開催 [(地独)鳥取県産業技術センター]
- ・ ものづくりの高度熟練技能と AI 活用知識を併せ持つ高度人材の育成 [県]
- ・ 企業 OB 等への技術研修による専門家育成 [(公財)鳥取県産業振興機構]
- ・ 学術機関(大学・高校等)を対象とした先端技術に関する連続講座の実施 [県]

○実装・実証支援

- ・ 先端技術導入を支援する補助金の創設 [県]
- ・ 先端技術導入に係る事前検証等の実施 [(地独)鳥取県産業技術センター]
- ・ 「IoT 導入支援チーム」等、専門家派遣 [(公財)鳥取県産業振興機構]



鳥取県学生等県内就職強化本部の開設及び第1回本部会議の開催について

令和元年5月21日

雇用政策課

喫緊の課題である人口減少等への取組の一環として、若者の県内定着、就職についての情報共有を図るとともに、相互連携、協力等により実効性のある取組を一層推進するため、関係機関による「鳥取県学生等県内就職強化本部」を新たに設置するとともに、第1回本部会議を開催しました。

1 鳥取県学生等県内就職強化本部の設置

鳥取県学生等県内就職強化本部の設置に当たり、開設式（令和元年5月8日午前9時45分～）を開催し、知事及びふるさと鳥取県定住機構森谷理事長による看板掛け等を行いました。

(1) 設置場所

ふるさと鳥取県定住機構

(2) 主な業務

鳥取県学生等県内就職強化本部会議のマネジメント、関係機関連携事業の企画立案・実施調整、各種事業の実施等を行う。

2 鳥取県学生等県内就職強化本部第1回本部会議の概要

(1) 日時等

令和元年5月8日（水）午前10時15分～正午 ホテルニューオータニ鳥取

(2) 構成団体

ア 商工団体：鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県経営者協会

イ 大学等：鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、鳥取看護大学、米子工業高等専門学校、鳥取県私立学校協会

ウ 鳥取県：統轄監（本部長）、商工労働部、地域振興部、元気づくり推進局、東京本部、関西本部、教育委員会事務局

エ 事務局：ふるさと鳥取県定住機構、県雇用政策課

※県派遣職員（参事）、教員OB職員（就職コーディネーター）をふるさと鳥取県定住機構に新たに配置

(3) 内容

ア 議題

(ア) 鳥取県学生等県内就職強化本部設置の概要

(イ) とっとり学生登録の強化

(ウ) ふるさと鳥取県定住機構及び関係機関の今年度の事業計画

イ 意見交換

「ふるさと鳥取県定住機構と関係団体の連携強化について」

(4) 本部会議での主な意見

○新たな学生登録のシステム（アプリ活用）を構築し、多くの学生の登録や情報提供に結びつけていくべき。

○学生登録の増加のみならず本部の目的である県内就職に繋げるトータルの取組にしていくべき。

○アプリにより学生間で県内就職を目指している人が多いという情報が流れてくれば、県内就職の取っ掛かりになる。

○AIを活用した就職支援を行う私立大学もある。そういうシステムに県の情報を組み込んでいけばパイが増えるのでは。

○登録後に学生に飽きられないよう配信内容の充実や、登録すると買い物に使えるポイント付与等のメリットが必要。

○親から聞いて県内企業の採用試験を受験したという話をよく聞く。保護者へのアピールも重要。

○新卒学生の就職がメインのようだが、社会人採用や創業・起業への支援にも協力したい。

3 今後の予定

本部会議での意見を踏まえて、若者就職促進全体の体系整理等を行った上で、アプリを活用した新たな登録システムの検討及びこれらを活用した県内就職の強化を進める。

【参考（学生の県内就職の状況）】

[平成30年3月卒業生]

・県内大学等：全体の県内就職率は、27.6%（前年27.1%）と微増。

・県外大学等：本県出身の県外大学卒業生のUターン率は、30.9%（前年32.8%）と減少。

※本県出身者が多い上位50大学（短期大学含む）に対する調査結果

※Uターン率：県内高校を卒業して県外大学等に進学し、H30年3月に卒業した学生のうち、鳥取県内に就職した学生の割合



第1回鳥取県障がい者雇用推進会議の開催結果について

令和元年5月21日
雇用人材局雇用政策課

障がい者とその適性と能力に応じた職に就き、社会経済活動への参画を一層促進するため、「鳥取県障がい者雇用推進会議」を開催して、障がい者の離職防止・職場定着の取り組み等について意見交換を行いました。

1 日時 令和元年5月9日(木) 13時30分～14時30分

2 参加者 会長 副知事

委員 鳥取県経営者協会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業
団体中央会、障害者就業・生活支援センター、就労支援団体、
鳥取労働局、鳥取障害者職業センター、県関係部局長、鳥取県教育委員会



3 内容

(1) 障がい者雇用定着支援ネットワークの構築

障がい者の職場定着・離職防止を図るため、新たに障がい者の就労支援機関や県、鳥取労働局、商工団体、さらに市町村に参画いただき「障がい者雇用定着支援ネットワーク」を構築する。

- ・障がい者や家族から市町村への相談や、企業から商工団体への相談などの中で、必要なものは各機関・団体等が連携して対応する。
- ・県・労働局が研修を行って、企業内に新たな支援者「とっとり障がい者チーフサポーター(仮称)」の設置に向け調整を進める。

※県と鳥取労働局が開催する養成講座を受講し、障がいがある方が働く事業所で、障がいを正しく理解し日常的に障がい者を現場で支える職場の同僚・上司として「障がい者仕事サポーター」を育成(現在558人)。新たなチーフサポーター(仮称)は、見守りに加え相談を受けたり、必要に応じて外部の機関の支援を求めることを想定。

(2) 鳥取県障がい者雇用推進会議に専門部会「定着支援の在り方検討会」を設置

就労の継続・離職防止を中心に障がい者の就労の問題の分析・議論を行う、障がいの当事者・家族や学識経験者が加わる専門部会を設置することとした。

⇒5/14(火)に第1回専門部会を開催し、①障がい者雇用実態調査、②障がい者雇用推進等について意見交換を行った。

(3) 障がい当事者を対象とする実態調査の概要

- ①目的：離職につながる問題点を洗い出して離職防止につなげるため、求職中・就業中の障がい者に調査を実施する。
- ②進め方：専門部会で調査の内容検討及び結果分析を行う。(アンケート及び聞き取り調査)
- ③調査対象：障害者就業・生活支援センターの登録者、鳥取県身体障害者福祉会・鳥取県手をつなぐ育成会・鳥取県精神障がい者家族連合会・鳥取県自閉症協会・その他の障がい者団体の会員、障害福祉サービスの利用者
- ④調査項目：本人に関する事項、就労状況、職場定着に係る項目、障がい者に対する配慮に係る項目

4 鳥取県障がい者雇用推進会議における主な意見

- ①相談できずに辞める方もいる。どこに相談すればいいのかわらずに辞める人もいるので、相談体制が有効に活用できればと思う。
- ②これまでより一歩踏み込んだ支援をしようとする人を企業内に置こうとすることは理解できる。
- ③「障がい者仕事サポーター」と新たに設置しようとする「障がい者仕事チーフサポーター(仮称)」、法律で事業所に設置が義務付けられている「障害者職業生活相談員(※)」との違いが明確でない。
※事業主は、障がい者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、障がい者の職業生活全般の相談・指導を行わせることとなっている。

5 今後の検討事項

- (1) 企業規模に応じて障がい者への支援体制も異なることから、新たな支援者の役割の明確化など詳細について、専門部会で検討していく。
- (2) 障がい当事者を対象とする実態調査については、今後、進め方や調査項目について専門部会での検討を踏まえて実施していく。

(参考) 障がい者雇用の状況(平成30年6月30日現在、一般の民間企業)

	法定雇用率	実雇用率	法定雇用率達成企業の割合
鳥取県	2.2%	2.22% (前年比+0.06ポイント)	56.5% (前年比△3.2ポイント)
全国		2.05% (同 +0.08ポイント)	45.9% (同 △4.1ポイント)

外国人材の受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議の開催結果について

令和元年5月21日
雇用人材局雇用政策課
観光交流局交流推進課

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(改正入管法、昨年12月14日公布)が4月1日に施行され、今後、県内でも更なる外国人労働者の増加が見込まれます。

県では、外国人材の適切・円滑な受入れに対応していくとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議」、及び「鳥取県多文化共生支援ネットワーク会議」を設置し、庁内及び関係機関との連携を図っているところです。

この度、4月25日(木)に第3回外国人材受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議を開催しましたので報告します。また、6月には鳥取県多文化共生支援ネットワーク会議の開催も予定しています。

1. 第3回外国人材受入れ・共生のためのプロジェクトチーム会議の開催結果

- ・日 時：平成31年4月25日(木)午後1時30分～2時10分
- ・場 所：県庁第4応接室
- ・出席者：副知事、統轄監、関係部局長
- ・内 容：
 - ①特定技能に係る国の動き(技能評価試験のスケジュール等)の報告、県の取組状況(相談窓口の相談状況、予算事業の概要等)、県内企業のヒアリング結果等についての情報共有。
 - ②現状を踏まえ、外国人材受入れにかかる必要な対応策等について検討するよう、副知事から各部局に対して指示。



【参考1】外国人材を受け入れている県内企業のヒアリング状況(企業数：24社(2019.4.2～))

業種：製造、食品加工、漁業、介護)

- ・外国人材の受入れ理由として、人手不足を背景に、外国人に目を向けた。
- ・新たな在留資格(特定技能)については、転職が認められており、待遇(給与)の良い都市部への集中を懸念。また、特定技能について不明点が多く、様子見。
- ・外国人材の受入れに当たっては、企業側独自で何かしらの生活サポートを行っている(担当部署+総務の担当者が対応)
- ・日本語能力試験や、技能検定試験の受験を奨励し、費用は企業が負担する 경우가ほとんど。

【参考2】鳥取県国際交流財団外国人相談窓口(2019.4.1～)

県内3か所に外国人相談窓口を開設し、ベトナム語対応の職員を既に配置済みの倉吉事務所に加えて、本所(鳥取市)と米子事務所に新たに配置するなどの体制強化を図った。

【相談件数】27件(4.1～4.30)

【内容】家族を呼び寄せるための入管手続き相談、ベトナム人雇用を検討中の企業からの相談対応 等

2. 第2回鳥取県多文化共生支援ネットワーク会議の開催

- ・日 時：令和元年6月4日(火)午後1時～3時(予定)
- ・場 所：とりぎん文化会館 第2会議室(鳥取市尚徳町101-5)
- ・参加者：国機関、商工団体、医療関係団体、教育機関、その他関係団体等が出席予定
- ・議題案：外国人雇用や新制度への対応、生活面でのサポート等についての関係機関からの報告、意見交換、今後の対応方針・スケジュール 等

※今後の個別課題解決に向けた対応等について、ネットワーク参画機関で構成するWG等での個別対応も検討。

※全体会議に先立ち、地域部会を、5月30日(西部)、31日(東部・中部)に開催予定。

※その他、多文化共生社会の実現に向けた機運醸成を目的としたフォーラムの開催も検討する。

外国人材受入れに関する制度概要、及び県の支援体制について

1 県内の外国人労働者の概要（H30.10末時点）

年度	外国人労働者数	うち外国人技能実習生	備考
H29	2,324人	1,314人	国籍では、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア等が多い
H30	2,755人	1,519人	

※ 就労していない方も含めた在住外国人数は4,605名（H30.12末時点）

（1）技能実習制度の概要

国際貢献のため、開発途上国等の外国人を一定期間（最長5年間）に限り受入れ、OJTを通じて技能を移転する制度（H5.4～）。

○対象業種…実習期間が1年の1号（技能実習1号）については職種制限はないが、実習期間が3～5年以内となる2号・3号への移行対象職種は現在80業種144作業（平成31年3月末時点）。

○県内の技能実習生…1,519人（平成30年10月末時点）国籍別ではベトナム（842名）、中国（347名）、インドネシア（141名）と続く。

（2）特定技能制度の概要

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあり、外国人により不足する人材の確保を図るべき特定産業分野で受入れることとした新たな在留資格（H31.4～）。

○特定産業分野…14業種（①介護業、②ビルクリーニング業、③素形材産業、④産業機械製造業、⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設業、⑦造船・船用工業、⑧自動車整備業、⑨航空業、⑩宿泊業、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食物品製造業、⑭外食業）

○制度運用状況…現時点（5/17時点）で、特定技能の在留資格認定は全国で2名（農業）のみ。登録支援機関（特定技能人材の支援を行う機関）については8機関が認定済。（県内の活用は現時点でなし）

○受入れ協議会…14業種すべてで受入れ協議会があり当該協議会に入会することが特定技能人材受入の要件とされている。（協議会は各業界所管省庁にて設立済）

○特定技能試験…介護（4/13-14）、宿泊（4/14）、外食（4/25-26）は第1回の試験を実施済み。介護は5/25-27（定員265名）、6/15-16（同190名程度）、22-24（同290名程度）、外食は6/24（札幌・仙台・岡山）、6/27（東京・大阪・名古屋）、6/28（東京・福岡）にも実施予定。その他11業種については、10月以降実施予定。

2 鳥取県多文化共生支援ネットワークについて（県の取組、支援体制）

（1）概要

外国人の特に生活にかかる部分でサポート充実を図るほか、地域住民との関係構築や、雇用者である企業との調整、外国人労働者雇用にかかる啓発等のサポートを各機関が連携して行う支援体制として平成31年2月に立ち上げ。在住外国人の生活に係る様々な相談（在留手続、医療、教育等）に対応するほか、各機関（入国管理局、労働局、教育機関、福祉機関、市町村、地域コミュニティ等）と連携し、在住外国人の生活に関する各種のサポート機関として機能させる。

（2）構成機関

国機関、県各部局、市町村、商工団体、業界団体等で構成（県が事務局を担当）

（3）ネットワーク会議（全体会議、及び地域部会）について

鳥取県多文化共生支援ネットワークの全体会議を年1～2回開催するとともに、ネットワークの下に、地域部会（東・中・西部）を設け、年2回程度開催。

（4）個別相談窓口

H30.1.22 外国人雇用サポートデスクの開設（鳥取県行政書士会に委託）

⇒ 外国人雇用や在留資格、労務管理等に関する相談に対応

H31.1.15 外国人材受入れ・共生相談窓口の開設（県雇用政策課内）

⇒ 外国人雇用に関する相談全般（主に企業からの相談）に対応

H31.4.1 （公財）鳥取県国際交流財団に相談窓口の開設（東中西部）。

⇒ 在留外国人の生活にかかる相談対応、多文化共生・日本語教育等にかかる各種サポート等

※その他、鳥取労働局が4月に外国人労働者相談コーナーを開設。各窓口で鳥取県多文化共生支援ネットワークの構成機関と連携し、在住外国人、外国人雇用を検討している企業経営者等の各種相談に対応。



働き方改革関連法の施行及び県の働き方改革促進の取組について

令和元年5月21日

雇用人材局とっとり働き方改革支援センター

平成31年4月から順次適用された働き方改革関連法の県内企業の対応状況及び県の働き方改革促進の取組状況について報告します。

1 働き方改革関連法の主なポイントと企業への適用時期

項目	適用時期	
	大企業	中小企業
年次有給休暇（年休）の5日間取得義務化（10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、毎年5日、時季を指定しての有給休暇取得を義務化）	H31.4～	
勤務間インターバル制度（前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息（インターバル）を確保）の促進（努力義務）	H31.4～	
時間外労働の上限規制（原則、月45時間・年360時間が上限）	H31.4～	R2.4～
月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ（現行25%から50%へ）	適用済み	R5.4～
高度プロフェッショナル制度の新設 ※県内ではほぼ影響がないとの意見（年収1,075万円以上等の要件を満たす一部の専門職（コンサルタント、金融アナリスト等）を労働時間（労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金）の規制から外す）	H31.4～	
同一労働同一賃金の導入（正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差を禁止、待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化）	R2.4～	R3.4～

2 働き方改革促進の取組状況

(1) とっとり働き方改革支援センターへの相談内容に対応した専門家派遣

- ・相談を受け付けた15件（H31.4～R1.5.14）に専門家（社会保険労務士（社労士））を派遣。
⇒前年同時期を上回る件数となっており、関連法への対応等で専門家派遣ニーズが高まっているものと考えられる。〈H30実績 受付件数：73件、専門家派遣件数 69件〉
- （H30相談実績）「男女共同参画推進認定に向けて、対応した就業規則を整備したい」「年次有給休暇5日義務付けへの対応について助言が欲しい」「テレワーク等に対応した就業規則に改正したい」等

(2) 商工団体との連携による支援

- ・生産性向上と合わせての取組を強化するため、商工団体・支援機関担当者を対象として、企業支援のポイントを伝える研修を実施（4～8月、各3会場／4月：計111名参加）。各商工団体による企業支援案件を普及啓発事例として活用予定。

(3) 業種別取組の促進・支援

- ・県関係部局主体の支援チーム（福祉、建設、製造、観光、農林水産）が、業界団体と協力しながら、業種別で働きやすい職場づくり・生産性向上等の取組を促進・支援（セミナー等で紹介予定）。

(4) 企業への支援策（補助・融資）

- ・育児・介護休業の取得を機に、新たに従業員を正規雇用して社内体制を見直し、生産性向上等に取り組む企業を支援（働き方改革促進体制整備事業、H30：4件）。
- ・働き方改革に資する助言及び支援を受けるために、6月以上、定期的に（月1回以上の訪問を受ける）外部の専門家（社労士等）を活用する事業に対し、当初の契約経費を支援。（H31創設）
- ・働き方改革応援資金（制度融資）により従業員の労働環境改善に係る資金調達を支援（H30：1件）。

3 県内企業の対応状況（H31.4、企業・商工団体から聞き取り）

- ・年休5日取得義務付け対応のため、会社で一斉休業し（例：2日）、残り日数は従業員が希望に応じて有給休暇を取得させる（複数の製造業）。
- ・時間外労働の上限規制対応のため、自動化・省力化等の業務の効率化、設備投資や人員増等により対応している（複数の製造業）。
- ・同一労働同一賃金の導入に向け、パートにも正社員と同等の手当を出すよう検討中（製造業）。
- ・特に小規模企業には理解が進んでおらず、法制度の周知や取組促進が必要（商工団体）。

4 今後の予定

- ・各社ごとに異なる課題を自ら把握し改善していくための手法・ノウハウを提供・提案する少人数での「課題解決セミナー」を開催し、セミナー受講後、希望する社に対し個別コンサルティング支援を実施（セミナー：6月中旬～7月中旬、コンサル支援：3社）。
- ・働き方改革に係る関連施策や県内企業取組事例（業種別取組を含む）を普及啓発するセミナー・発表会を開催（年2回）。
- ・引き続き、企業・商工団体からの聞き取りを実施。

職業訓練の実施状況等について

令和元年5月21日
雇用人材局産業人材課

職業能力開発促進法に基づき県に設置することとされている職業能力開発校である産業人材育成センターでは、地域のニーズに応じた職業訓練や離職者の早期再就職を支援する職業訓練等を行っています。産業人材育成センター（倉吉校・米子校）の平成30年度の実施状況及び令和元年度の実施計画は以下のとおりです。

1 平成30年度の実施状況

平成31年4月末時点での就職率は72.2%で、前年同期と同程度となっている。未就職者は継続して就職活動中であり、今後就職率は増加していく見込み。

（前年度就職率の推移）H30.4末：73.3% → H31.3末：87.6%

2 令和元年度の主な実施計画

託児サービス付き訓練、実施期間が年度をまたぐ訓練、育児中の方の再就職支援のための職業訓練期間中の保育料助成（県独自制度）などを引き続き実施するとともに、次の訓練科を新たに設置する等、訓練メニューの充実を図る。

(1) 離職者訓練について

今後、人材ニーズが高まることが見込まれる成長・拡大分野の中でも、特に県内での養成機関が皆無となっている観光人材の養成を行うため、観光人材養成科を新設する。訓練の実施に当たっては、観光関係者とのコンソーシアムを形成し、インターンシップの充実など、企業ニーズを踏まえた訓練カリキュラムを構築し、訓練の実効性を高める。（訓練期間6月、定員20人）

(2) 在職者訓練について

観光分野の従業員を対象に、ニーズの高いインバウンド対応のスキルを習得できる在職者訓練を新設する。（訓練時間24時間、定員20人、3カ所）

（平成31年4月末現在、単位：人）

対象	訓練科名	期間	H30定員	R元定員	H30				前年同期	R元 入校
					入校・進級	修了	就職	就職率		
新規学卒者等	ものづくり情報技術科	2年	<2年>20		9	9	5	55.6%	(80.0%)	4
			<1年>20		8	-	-	-	-	9
	土木システム科	1年	10		4	3	3	100.0%	(100.0%)	4
	木造建築科	1年	10		7	7	7	100.0%	(100.0%)	6
	自動車整備科	2年	<2年>25		20	19	19	100.0%	(95.5%)	24
			<1年>25		25	-	-	-	-	18
	設計・インテリア科	1年	20		9	8	8	100.0%	(100.0%)	14
デザイン科	1年	20		10	10	6	60.0%	(80.0%)	17	
小計			150		92	56	48	85.7%	(90.4%)	96
離職者	パソコン、介護福祉士、保育士、観光等 (H30:61コース→R元:62コース)	3か月等	1,006	1,000	657	516	363	70.3%	(72.0%)	-
障がい者	総合実務科、就業支援科等 (83-ス)	1年等	77		27	25	20	80.0%	(68.4%)	-
小計			1,233	1,227	776	597	431	72.2%	(73.3%)	-
在職者	パソコン、観光、オーダーメイド (測量技術)等	24時間等	540	600	427	361	-	-	-	-
計	H30:125コース→R元:129コース		1,773	1,827	1,203	958	431	-	-	-